

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.197 2019/10/15

### 1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令公布

10月9日、標記政令が政令第121号として公布された。その内容は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日は令和2年6月1日（HACCPに沿った衛生管理、特別の成分を含む食品により健康被害情報の収集、器具・容器包装の衛生規制等関係）とし、同法附則第1条第3号（営業許可制度の見直し、営業届け出制度、食品リコール情報の報告制度関係）に掲げる規定の施行期日は令和3年6月1日とする。

### 2 食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令公布

10月9日、標記政令が政令第122号として公布された。その主な内容は次のとおり。

第1条 食品衛生法第18条第3項の政令で定める材質（器具・容器包装のポジティブリスト制度の対象となる物質）は、合成樹脂とする。

第2条及び第3条を削除

（小規模な営業者等）

第34条の2 法第50条の2第1項第2号の政令で定める営業者は、次のとおりとする。

一 食品を製造し、又は加工する営業者であつて、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの

二 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を除く。同条第一号において同じ。）又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、又は販売する営業者

四 前三号に掲げる営業者のほか、食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する営業者その他の法第五十条の二第一項第一号に規定する施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理並びに同項第二号に規定するその取り扱い食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

### 3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令公布

10月9日、標記政令が政令第123号として公布された。その主な内容は次のとおり。

同日、政令第122号で改正された（小規模な営業者等）第34条の2第2号中「一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第2号において同じ。）を除く。同条第一号」を「食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。次条第1号」に、「喫茶店営業を」を「調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。同条第2号において同じ。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を」に改める。

第35条各号（施設基準及び許可の対象）を次のように改める。

一 飲食店営業

二 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

三 食肉販売業（食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態  
で販売する営業を除く。）

四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。以下この号及び  
次号において同じ。）を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する  
もの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態  
で販売するもの及び同号に該当するものを除く。）

五 魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労  
働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。）

六 集乳業（生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）

七 乳処理業（生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。  
以下この号において同じ。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供さ  
れる乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造を  
する営業をいう。）

八 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によ  
つて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をい  
う。）

九 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する  
法律第2条第1号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法第3条第1項に規定  
する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内  
臓等を分割し、若しくは細切する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該  
当するものを除く。）

十 食品の放射線照射業

- 十一 菓子製造業（菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十二 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）
- 十三 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業をいう。）
- 十四 清涼飲料水製造業（生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 十五 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下この号において「食肉製品」という。）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業をいう。）
- 十六 水産製品製造業（魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下この号において「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十七 氷雪製造業
- 十八 液卵製造業（鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 十九 食用油脂製造業（マーガリン又はショートニング製造業を含む。）
- 二十 みそ又はしょうゆ製造業（みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 二十一 酒類製造業（酒類の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 二十二 豆腐製造業（豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 二十三 納豆製造業
- 二十四 麺類製造業（麺類を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 二十五 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第十五号、第十六号、第二十二号又は次号から第二十八号までに該当するものを除く。）
- 二十六 複合型そうざい製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業（法第51条第1項第2号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下この号において「重要工程管理」という。）を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）又は第十一号、第十六号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第二

- 十八号において同じ。)若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品を製造する営業(重要工程管理を行う場合に限る。第二十八号において同じ。)をいう。)
- 二十七 冷凍食品製造業(第二十五号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。)
- 二十八 複合型冷凍食品製造業(前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第十一号、第十六号若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品(冷凍品に限る。)を製造する営業をいう。)
- 二十九 漬物製造業(漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。)
- 三十 密封包装食品製造業(密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。)であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの(冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。)を製造する営業(前各号に該当するものを除く。)をいう。)
- 三十一 食品の小分け業(専ら第十一号、第十三号(固形物の製造に係る営業に限る。)、第十五号、第十六号、第十九号、第二十号又は第二十二号から第二十九号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。)
- 三十二 添加物製造業(法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物の製造(小分けを含む。)をする営業をいう。)

(公衆衛生に与える影響が少ない営業)

- 第三十五条の二 法第57条第1項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるもの(営業の届け出対象外)は、次のとおりとする。
- 一 食品又は添加物の輸入をする営業
  - 二 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業(食品の冷凍又は冷蔵業を除く。)
  - 三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
  - 四 器具又は容器包装(第一条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造をする営業
  - 五 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

(営業の許可に関する経過措置)

- 第九条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(次条及び第十一条において「旧施行令」という。)第三十五条各号の営業に該当しない営業(第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令(次条及び第十一条において「新施行令」という。)第三十五条各号の営業のいずれ

かに該当する営業に限る。)を行っている者は、食品衛生法等の一部を改正する法律(次条及び第十二条において「改正法」という。)第二条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新法」という。)第五十五条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行の日(次条及び第十一条において「施行日」という。)から起算して三年を経過する日までの間は、同項の許可を受けずに当該営業を行うことができるものとする。

(営業の届出に関する経過措置)

第十条 この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法(次条において「旧法」という。)第五十二条第一項の許可を受けて旧施行令第三十五条各号の営業(新施行令第三十五条各号の営業のいずれにも該当しない営業に限る。)を行っている者は、新法第五十七条第一項及び改正法附則第八条の規定にかかわらず、施行日に新法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の回収に関する経過措置)

第十二条 新法第五十八条第一項の規定は、改正法第二条の規定の施行の日以後に着手された同項に規定する食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の回収について適用する。

(施行期日)

第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年六月一日)から施行する。

(食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法(以下この条において「旧法」という。)第五十二条第一項の許可を受けて第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(次項において「旧施行令」という。)第三十五条各号の営業(第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、当該許可に係る旧法第五十二条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該営業を行うことができる。

2 この政令の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けて旧施行令第三十五条第二十三号及び第二十四号の営業を同一の施設において行っている者又は同条第二十五号及び第二十六号の営業を同一の施設において行っている者は、前項の規定にかかわらず、当該者が行っている当該それぞれの営業の許可に係る旧法第五十二条第三項の有効期間が満了する日のうちいずれか遅い日までの間は、なお従前の例により当該それぞれの営業を行うことができる。